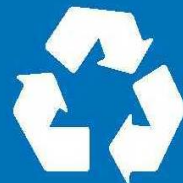


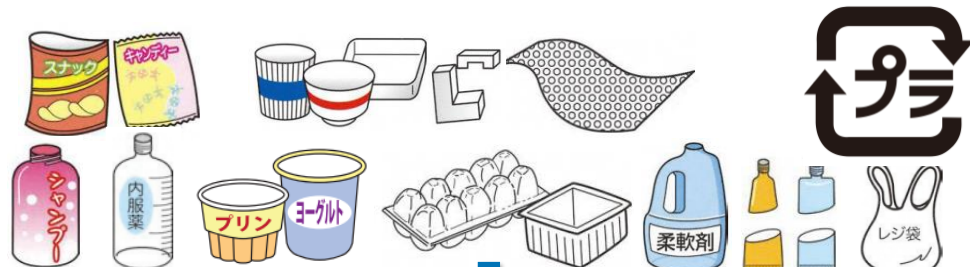
令和7年10月からの 「プラスチック資源」の出し方



お問合せ先：小矢部市生活環境課
TEL：67-1760

対象となる「プラスチック資源」の例

プラスチック製容器包装



プラスチック製品



※一辺が50cmを超えるものは、
「ガラス・その他」として
不燃ごみで出してください

「プラスチック資源」として回収できないもの（例）

水ですすいでも
汚れの落ちない容器

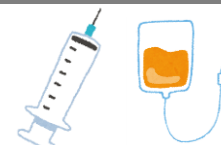
ゴム・シリコン製品

(可燃ごみへ)



在宅医療で使用したもの

(医療機関へ)



ペットボトル本体

(ペットボトルへ)



充電式電池を使用した機器

(有害ごみへ)



(充電式電池が
取り外せない製品は本体ごと出す)

刃があるもの (不燃ごみへ)



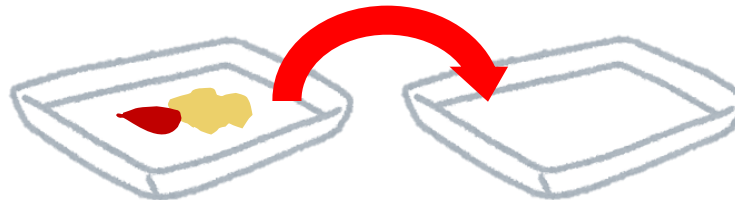
小型家電



プラスチック類の出し方のPOINT

目に見える汚れがなくなればOK

プラスチック類を出すときは、目に見える汚れがなくなるよう水ですすいでください。洗剤などでゴシゴシ洗う必要はありません。



二重袋はやめてください

二重袋にするとリサイクルする過程の選別作業などに支障が出てしまいます。

二重袋とは？・・・小さな袋にプラスチック類を入れてから収集場所に出す大きな袋にに入れること



透明・半透明の袋を使用してください

危険なものが入っていないか一目で確認ができるよう、透明・半透明の中身が確認できる袋を使用してください。

レジ袋などの乳白色の袋は使用できません。また、透明・半透明の袋であっても燃やせるごみの指定袋や他自治体の指定ゴミ袋などは使用できません。**※プラスチック製容器包装専用袋は引き続き使用可能**



市で処理できないごみ

特定家庭用機器 (家電リサイクル法の対象製品)



衣類乾燥機

洗濯機

冷蔵庫・冷凍庫

テレビ

エアコン

処理方法

- ①家電販売店に引き取りを依頼する。
- ②郵便局で家電リサイクル券を購入し、機器本体に貼りつけて指定引取場所に持ち込む。
- ③一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼する。

※許可業者が分からない場合は生活環境課にお問い合わせいただくか、小矢部市のホームページをご覧ください。

対象製品かどうか不明な場合は、下記の協会にお問い合わせください。

問合せ：（一財）家電製品協会家電リサイクル券センター

TEL：0120-319-640

ホームページ：<http://www.rkc.aeha.or.jp/>



危険なごみ、処理困難物



ペンキ缶



木の株



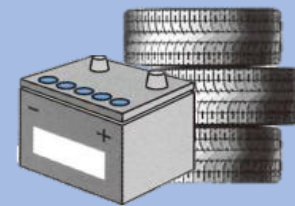
廃油・消火器



農業用ビニールシート
農業用機械



ガスボンベ
農薬等の劇薬



車、バイクとその部品
タイヤ、バッテリー



ピアノ

処理方法

販売店や廃棄物処理業者などにご相談ください。

よくある質問

Q 1 今までの緑色のごみ袋（プラスチック専用袋）は使用できなくなるのか。

A 1 令和7年10月以降もプラスチック資源を出す際に、使用できます。

Q 2 なぜ45リットルから90リットルまでのごみ袋に指定されるのか。

A 2 小さすぎると軽くて風で飛んでしまうことや、大きすぎると収集車への搬入が困難となることから、袋の大きさを指定しております。

よくある質問

Q 3 油の容器等は、どの程度であればプラスチック資源として収集可能か。

A 3 固形の汚れが落ちており、見た目がきれいであればプラスチック資源として収集します。

Q 4 45リットルから90リットルまでとは、具体的に縦横何センチの袋か。

A 4 45リットルについては、650mm×800mm。
90リットルについては、900mm×1000mmです。
上記の寸法でなくても、45リットルから90リットルまでであれば、使用できます。

よくある質問

Q 5 一辺が50cmを超えるプラスチック類は小さくすれば出せるか。

A 5 切ったりして小さくし、50cm以下となればプラスチック資源として収集可能です。

(ホースやレインコート等の大きく長いものは、束ねて小さくするのではなく、小さく50cm以下に切れば収集します。)

よくある質問

Q 6 小さくできない一辺が50cmを超えるプラスチック類は、どのように分別すればよいか。

A 6 一辺の長さが1 m以内、重さが20kg以内であれば、「ガラス・その他」として不燃ごみで収集します。それ以上の長さ、重さのものは、環境センターへの持込みごみとなります。

Q 7 プラスチック類に貼ってあるラベル等は、剥がす必要があるか。

A 7 剥がせるラベル等は剥がしてください。剥がせないものは、そのまま出していただいて構いません。

よくある質問

Q 8 収集できないものが混ざっていた場合、
ごみは収集されずに置いていくのか。
その対処方法はどのようにすればよいか。

A 8 プラスチック資源の中にスプレー缶や充電電池等が
混ざっているなど、分別ルール違反のごみについては
収集を行いません。
対処方法については、これまでどおり、ごみステーションを
管理している各町内会、自治会で再分別等の対応を行ってください。

※分別ルール違反のごみを出されると、ごみステーションを
管理されている自治会の会長さんや衛生委員の方々に大きな
負担がかかります。分別ルールは必ず守ってください。

よくある質問

Q 8 袋への記名は必要であるか。

A 8 袋への記名は必須としません。

緑色のごみ袋（プラスチック専用袋）についても
令和7年10月以降に使用する場合は、記名を必須としません。

※自治会・町内会によっては、独自ルールとして、記名を
必須とする場合がありますので、各自治会・町内会の指
示に従ってください。

※可燃ごみの専用袋は、引き続き記名が必要です。

小矢部市からのお願い

- ・タンス、こたつ等家具類をごみステーションへ出さないでください。
（分解して出すこともやめてください。）
- ガラス、金属類を取り外し、可燃性粗大ごみとして環境センターへ持ち込んでください。
- ・テレビや洗濯機などの家電リサイクル法対象製品をごみステーションへ出さないでください。（分解して出すこともやめてください。）
- 以下のいずれかの方法で処理してください。
 - ①家電販売店に引き取りを依頼する。
 - ②郵便局で家電リサイクル券を購入し、機器本体に貼りつけて指定引取場所に持ち込む。
 - ③一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼する。
- ・スプレー缶は、可燃ごみや不燃ごみとして出さないでください。
- 中のガスを抜き、穴をあけた状態で、有害ごみとして出してください。

小矢部市からのお知らせ

- ・プラスチック類の分別方法が変わることにより、ごみステーションに収集車両が到着する時間、収集ルートが変わることがあります。

(収集される時間が変わる場合がありますが、午前8時以降の収集に変更はありません。
これまでどおり、午前8時までのごみ出しを徹底してください。)

※ごみステーションでのごみの受け入れ時間については、地区により異なる場合がありますので、自治会・町内会に確認してください。

ごみ集積ステーションからの小型家電等の持ち去り行為の注意喚起について

- ごみ集積ステーションから小型家電等の一般廃棄物を持ち去る行為が多発しています。
- この行為を防止するために、「小矢部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」では一般廃棄物の持ち去り禁止を定めており、市の委託業者以外の者がごみ集積ステーションに出された一般廃棄物を持ち去る行為（収集・運搬）は禁止されています。
- **持ち去り行為を発見した場合は、小矢部警察署及び生活環境課に情報提供（日時、場所、車両番号等）をお願いします。**

小矢部警察署 0766-67-0110

小矢部市役所 0766-67-1760（代表）